

仕 様 書

1. 件名 (長期継続契約) 市川市クリーンセンター職員送迎用バス賃貸借
2. 賃貸借期間 令和3年3月1日から令和9年2月28日まで(72ヶ月)
ただし、長期継続契約であるため、次年度以降において本件の歳出予算について減額又は削除があった場合は、契約を変更または解除することができるものとする。
3. 契約形態 リース契約
4. 納入期限 令和3年 3月 1日
5. 納入場所 市川市田尻1003番地 市川市クリーンセンター
6. 使用目的 市川市クリーンセンター職員等の送迎等に利用するもの
7. 賃貸借物件 車両 マイクロバス 29人乗り 1台
詳細については別紙「車両に関する仕様」のとおりとすること
8. 諸費用等 (1) 自動車取得税、登録費用、及び賃貸借期間中の自動車税、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険(強制保険)費用は賃貸人の負担とする。
(2) 定期点検整備及び継続検査費用は、含まない。
9. 賃貸借期間満了後について
(1) 賃貸借期間満了に伴う、物件の撤収費用は賃貸人が負担する。
(2) 賃貸借期間満了時に継続した賃貸借契約(再リース契約)を締結できるものとする。
(3) 賃貸借を継続した場合には、賃貸借の終了後に物件の撤収をするものとする。
10. 秘密の保持 (1) 賃貸人は、この作業によって知り得た秘密を他に漏らしてならない。契約終了後も同様とする。
(2) 賃貸人は、作業を実施するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

11. その他

- (1) 本契約書に定めのない事項については、その都度、賃借人、賃貸人双方で協議のうえ取り決めるものとする。
- (2) 賃貸人は、別記「暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項」を遵守すること。

車両に関する仕様

1. 車両の規格・仕様・装備

No.	規格・仕様・装備
1	排出ガス規制適合車（国土交通省基準適合）
2	全長 7m00cm以内（-10cmまで）
3	全幅 2m07cm前後（±10cmまで）
4	全高 2m70cm以内（-10cmまで）
5	ホイールベース 4m00cm以内（-10cmまで）
6	エンジン出力 150PS以上
7	5速MTまたは4速AT以上
8	燃料タンク 95ℓ前後
9	フォグランプ有
10	座席数 29席（補助席有）
11	バックモニター
12	リアウインドウデフォグガー
13	運転席 サンバイザー
14	室内用デジタル時計
15	アンチロックブレーキシステム
16	ヒーター付アウトサイドミラー
17	パワーステアリング
18	左折及び後退時音声警告装置
19	運転席電源ソケット
20	赤旗 1本
21	停止表示板
22	車止め（格納場所付）2個
23	運転席用フロアマット
24	スタッドレスタイヤ 1式（ホイール付き）
25	運転席サイドバイザー
26	ドライブレコーダー
27	室内灯

○車体の色は純正色で白またはそれに準ずる、華美でないものとする。

○No.26ドライブレコーダーについては、純正品とする。SDカード32ギガバイトを添付すること。

2. 不用装備

1	灰皿
2	シートポケット
3	カップホルダー

3. その他

○月間予定走行距離 500 km

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 賃貸人は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、市川市個人情報保護条例（昭和61年条例第30号）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(個人情報の機密保持義務)

第2条 賃貸人は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約終了後も、同様とする。

(受託目的以外の個人情報の利用の禁止)

第3条 賃貸人は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への個人情報の提供の禁止)

第4条 賃貸人は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、賃借人の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止又は制限)

第5条 賃貸人は、この契約による事務を自ら処理するものとし、やむを得ず第三者に再委託するときは、必ず賃借人の承諾を得るものとする。

(適正管理)

第6条 賃貸人は、この契約による事務を処理するため賃借人から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。賃貸人自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。

(個人情報の複写又は複製の禁止)

第7条 賃貸人は、この契約による事務を処理するため賃借人から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、賃借人の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の無断持ち出しの禁止)

第8条 賃貸人は、賃借人から提供を受けた個人情報が記録された資料等について、賃借人の承諾なしに、いかなる手段を用いても次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) この契約により指定された場所以外の場所に持ち出し、又は送付すること。
- (2) 電子メール、ファックスその他の電気通信（電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を利用して、この契約により指定された場所以外の場所に送信すること。

(事故発生時の報告義務)

第9条 賃貸人は、この契約の事務を処理するに当たり、個人情報が記録された資料等の漏えい、滅失、その他の事故が発生したとき、又は発生する恐れがあることを知ったときは、速やかに賃借人に報告し、賃借人の指示に従うものとする。

(個人情報の返還又は抹消義務)

第10条 賃貸人がこの契約の事務を処理するために、賃借人から提供を受け、又は賃貸人自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、契約期間の満了後直ちに賃借人に返還し、又は引き渡し、若しくは賃借人の指示に従い抹消するものとする。ただし、賃借人が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(貸貸人の事業所への立入検査に応じる義務)

第11条 貸借人は、必要があると認めるときは、この契約の事務に係る貸貸人の事務所に、随時に立ち入り、調査をおこない、又は貸貸人に参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 貸貸人は、前項の立入調査を拒み、妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(損害賠償義務)

第12条 貸貸人が故意又は過失により個人情報等を漏えい等したときは、貸貸人はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。

暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項

(製造の請負、業務委託、賃貸借その他契約用)

(総則)

第1条 この特約は、この特約が付される契約（市川市財務規則（昭和60年規則第4号）第116条の規定により、契約書の作成を省略する契約を含む。以下「契約」という。）と一体をなす。

(暴力団等排除に係る解除)

第2条 市川市（以下「市」という。）は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（法人である場合には、その役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者を、法人以外の団体である場合には、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者を、個人である場合には、その者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められるとき、又は暴力団若しくは暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等（暴力団及び暴力団員等並びに暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は前4号のいずれかに該当する法人等（法人その他の団体又は個人をいい、市川市入札参加業者適格者名簿に登載されているか否かを問わない。）であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前5号のいずれに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 契約の相手方が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、市が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

- 2 契約の相手方が、協同組合又は共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用するものとする。
- 3 契約の相手方は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額（この契約が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する条例で定める契約（この項において「長期継続契約」という。）においては、契約期間中の各会計年度の支払予定額のうち最も高い額（この項において「最高支払予定額」という。）の100分の10に相当する額を市が指定する期限までに支払わなければならない。ただし、単位数当たりの契約金額を定めた単価契約においては、契約単価に契約期間内の予定数量を乗じて計算した額（長期継続契約においては、最高支払予定額）の100分の10に相当する額とする。
- 4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、市は、当該保証金を前項の違約金に充当することができる。
- 5 第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。

（関係機関への照会等）

第3条 市は、契約からの暴力団等の排除を目的として、必要と認める場合には、契約の相手方に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができ、その情報を管轄の警察署に提供することで、契約の相手方が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

- 2 契約の相手方は、前項の規定により、市が警察署へ照会を行うことについて、承諾するものとする。

（契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置）

第4条 契約の相手方は、自らが、又はこの契約の下請負若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団等から契約の適正な履行の妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 契約の相手方及び下請事業者等は、前項の場合において、市及び管轄の警察署と協力して、契約の履行の妨害又は不当要求の排除対策を講じなければならない。